

## 別紙6

### 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号)

#### 第一 基本的な考え方

健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

なお、健康診査は、大きく「健診」と「検診」に分けられる。健診は、必ずしも特定の疾患自体を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であり、健診の結果、異常がないとしても行動変容につなげる狙いがある。検診は、主に特定の疾患自体を確認するための検査群であり、検診の結果、異常がなければ次の検診まで経過観察を行うことが多いものである。

現在、健康診査、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導等は、健康増進法第六条に掲げる各法律に基づいた制度において各健康増進事業実施者により行われているが、次のような現状にある。

- 1 制度間で健康診査における検査項目、検査方法等が異なる場合がある。
- 2 精度管理が適切に行われていないため、検査結果の比較が困難である。
- 3 健康診査の結果が、受診者に対する栄養指導その他の保健指導、必要な者に対する再検査、精密検査及び治療のための受診並びに健康の自己管理に必ずしもつながっていない。
- 4 健康診査の結果を踏まえた集団に対する健康課題の明確化及びそれに基づく栄養指導その他の保健指導が十分でない。
- 5 健康診査の結果等(栄養指導その他の保健指導の内容を含む。以下同じ。)が各健康増進事業実施者間で継続されず、有効に活用されていない。
- 6 健康診査の結果等に関する個人情報の保護について必ずしも十分でない。

また、このような状況の中、平成十七年四月に、メタボリックシンドロームの我が国における定義及び診断基準が日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本肥満学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会及び日本内科学会から構成されるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会において策定された。この定義及び診断基準においては、内臓脂肪の蓄積に着目し、健康診査の結果を踏まえた効果的な栄養指導その他の保健指導を行うことにより、過栄養により生じる複数の病態を効率良く予防し、心血管

疾患等の発症予防につなげることが大きな目標とされた。平成二十年四月からは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)により、保険者に対して内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する特定健康診査及び特定健康診査の結果による健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導の実施が義務付けられたところである。

また、健康診査の項目や保健指導対象者の基準等については、科学的根拠を踏まえて、定期的な見直しが必要である。

その他、健康診査の結果等を含む医療情報に関しては、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号。以下「次世代医療基盤法」という。)が平成三十年五月から施行されている。

以上を踏まえ、この指針においては、各健康増進事業実施者により適切な健康増進事業が実施されるよう、健康診査の実施、健康診査の結果の通知、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導の実施等、健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方及び個人情報の取扱いについて、各制度に共通する基本的な事項を定めることとする。

各健康増進事業実施者は、健康診査の実施等に当たり、個人情報の保護等について最大限に配慮するとともに、以下に定める事項を基本的な方向として、国民の健康増進に向けた自主的な取組を進めるよう努めるものとする。

なお、この指針は、必要に応じ、適宜見直すものとする。

## 第二 健康診査の実施に関する事項

### 一 健康診査の在り方

1 健康増進事業実施者は、健康診査の対象者に対して、その目的、意義及び実施内容について十分な周知を図り、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康診査の実施等により対象者が自らの健康状態を把握し、もって生涯にわたる健康の増進に資するように努め、未受診者に対して受診を促すよう特に配慮すること。なお、健康診査については、次に掲げる要件を満たすべきものであることから、新たな健康診査の項目等の導入又は見直しに当たっては、これを考慮すること。

- (一) 対象とする健康に関連する事象(以下「健康事象」という。)が公衆衛生上重要な課題であること。
- (二) 対象とする健康事象の機序及び経過が理解されており、当該健康事象が発生する危険性が高い期間が存在し、検出可能な危険因子及びその指標が存在すること。
- (三) 対象とする健康事象又は検出可能な危険因子に対して適切な検査及び診断法が存在し、かつ、科学的知見に基づいた効果的な治療及び介入を早期に実施することにより、より良好な予後をもたらすことを示す科学的根拠があること。

- (四) 対象となる健康事象について原則として無症状であること。
  - (五) 検査の目的と対象集団が明確であり、社会的に妥当な検査であること。
  - (六) 検査が簡便かつ安全であり、精度及び有効性が明らかで、適切な基準値が設定されていること。
  - (七) 検査を実施可能な体制が整備されていること。
  - (八) 事後措置(健康診査の結果等を踏まえた精密検査、保健指導等をいう。以下同じ。)の対象者の選定及び当該措置の実施方法の設定が科学的根拠に基づきなされていること。
  - (九) 事後措置を実施可能な保健医療体制が整備されていること。
  - (十) 健診及び検診に関するプログラム(以下「健診・検診プログラム」という。)は、教育、検査診断及び事後措置を包括し、臨床的、社会的及び倫理的に許容されるものであること。
  - (十一) 健診・検診プログラムは、危険性を最小限にするための質の保証がなされており、起こり得る身体的及び精神的不利益を上回る利益があること。
  - (十二) 健診・検診プログラムの適切な運用(モニタリング、精度管理等を含む。)を実施する体制が整備されていること。
  - (十三) 健診・検診プログラムの公平性及びアクセスが対象集団全員に対して保証されていること。
  - (十四) 健診・検診プログラムを継続して実施可能な人材及び組織体制が確保されていること。
  - (十五) 健診・検診プログラムの対象者に対し、検査結果及び事後措置に関する科学的根拠に基づく情報が提供され、当該情報を得た上での自己選択及び自律性への配慮がなされていること。
  - (十六) 健診・検診プログラムを実施することによる死亡率又は有病率の減少効果に関して質の高い科学的根拠があること。
  - (十七) 健診・検診プログラムに要する費用が社会的に妥当であること。
  - (十八) 健診・検診プログラムに関し、実施頻度、検査感度等に影響を与える検査手法の変更をする場合には、科学的根拠に基づく決定を行うこと。
- 2 健康増進事業実施者は、生涯にわたる健康の増進の観点等から、健康診査の実施について、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、他の制度で健康診査が実施された場合の対応等、各制度間及び制度内の整合性を取るために必要な相互の連携を図ること。
- 3 健康増進事業実施者は、関係法令を踏まえ、健康診査における検査項目及び検査方法に関し、科学的知見の蓄積等を踏まえて、必要な見直しを行うこと。

- 4 健康増進事業実施者は、各制度の目的を踏まえつつ、健康診査における検査項目及び検査方法を設定又は見直す場合、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮するとともに、科学的知見の蓄積等を踏まえて、疾病の予防及び発見に係る有効性等について検討すること。
- 5 健康増進事業実施者は、健康診査の検査項目について受診者にあらかじめ周知するとともに、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、受診者が希望しない検査項目がある場合、その意思を尊重すること。また、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、特に個人情報の保護等について最大限に配慮することが望ましい検査項目があるときには、あらかじめ当該検査項目の実施等につき受診者の同意を得ること。

## 二 健康診査の精度管理

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理(健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。
- 2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理(健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。)及び外部精度管理(健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。)を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。
- 3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、標準物質が存在する健診項目については当該健診項目に係る標準物質を用いるとともに、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。
  - (一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関する事項
  - (二) 健康診査の実施の手順に関する事項
  - (三) 健康診査の安全性の確保に関する事項
  - (四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査結果の取扱いに関する事項
  - (五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出条件等検査の実施に関する事項
  - (六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項
  - (七) 検査結果の保存及び管理に関する事項
- 4 健康増進事業実施者は、検査値の精度等が保証されたものとなるよう健康診査に関

する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理の実施に努めること。

- 5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているか並びに医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の七に定める検査業務の精度の確保に係る基準に適合しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。また、委託先が検体検査の業務を衛生検査所等に再委託する場合には、同令第九条の八に定める受託業務及び臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十四号)第十一条に定める衛生検査所の検査業務の精度の確保に係る基準に適合する者に再委託しなければならないことを踏まえ、健康増進事業実施者が委託先に適切な措置を講じさせること。なお、この場合に委託先は、再委託先の行為について責任を負うこと。
- 6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努めること。

### 第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の実施後できる限り速やかに受診者に健康診査の結果を通知すること。
- 2 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を本人に通知することにとどまらず、その結果に基づき、必要な者には、再検査、精密検査及び治療のための受診の勧奨を行うとともに、疾病の発症及び重症化の予防又は生活習慣の改善のために栄養指導その他の保健指導を実施すること。栄養指導その他の保健指導の内容には、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善を含む健康増進に関する事項、疾病を理解するための情報の提供を含むこと。
- 3 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施に当たっては、健康診査の結果(過去のものを含む)、健康診査の受診者の発育・発達の状況、生活状況、就労状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるよう配慮するとともに、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた内容とすること。例えば、壮年期においては、内臓脂肪の蓄積を共通の要因として、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧の状態が重複した場合に、心血管疾患等の発症可能性が高まることから、これらの発症及び重症化の予防の効果を高めるため、栄養指導その他の保健指導は、健康診査の結果から対象者本人が身体

状況を理解し、生活習慣の改善の必要性を認識し、行動目標を自らが設定し実行できるよう、個人の行動変容を促すものとする。また、栄養指導その他の保健指導は、個人又は集団を対象として行う方法があり、それぞれの特性を踏まえ、適切に組み合わせ実施すること。個人に対して、栄養指導その他の保健指導を行う際は、その内容の記録を本人へ提供するよう努めること。また、健康診査の受診者の勤務形態に配慮した上で栄養指導その他の保健指導の時間を確保する等栄養指導その他の保健指導を受けやすい環境づくりに配慮すること。

- 4 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を通知する際に適切な栄養指導その他の保健指導ができるように、その実施体制の整備を図ること。さらに受診者の求めに応じ、検査項目に関する情報、健康診査の結果、専門的知識に基づく助言その他の健康の増進に向けて必要な情報について提供又は受診者の相談に応じることができるよう必要な措置を講じること。
- 5 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導に従事する者に対する研修の実施、栄養指導その他の保健指導の評価に努めること等により栄養指導その他の保健指導の質の向上を図ること。
- 6 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先が栄養指導その他の保健指導を適切に行っているかについて、報告を求める等委託先に対して適切な管理を行うこと。
- 7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、栄養指導その他の保健指導の実施の委託先に関する情報の共有など健康診査の実施、栄養指導その他の保健指導の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

- (一) 都道府県単位

- イ 情報の交換及び分析
- ロ 都道府県における健康課題の明確化
- ハ 各種事業の共同実施及び連携
- ニ 研修会の共同実施
- ホ 各種施設等の相互活用
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

(二) 地域単位

- イ 情報の交換及び分析
- ロ 地域における健康課題の明確化
- ハ 保健事業の共同実施及び相互活用
- ニ 健康教育等への講師派遣
- ホ 個別の事例での連携
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

なお、協議会等の開催に当たっては、「地域・職域連携推進ガイドライン」(令和元年九月これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会取りまとめ)を活用すること。

- 8 健康増進事業実施者は、事前及び事後措置も含めた健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましい。また、評価を行う場合には、各々の健診及び検診事業に応じ、ストラクチャー評価(実施するための仕組みや実施体制の評価)、プロセス評価(目的の達成に向けた過程の評価)、アウトプット評価(目的達成のために行われる事業の結果の評価)及びアウトカム評価(目的の達成状況の評価)に分類の上、行うことが必要である。

第四 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

- 1 健康増進事業実施者においては、健診結果等情報を継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症及び重症化の予防の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実施に当たっては、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、地方公共団体において個人情報保護に関する法律第十二条第一項の趣旨を踏まえて制定される条例等(以下「個人情報保護法令」という。)を遵守しつつ、生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましいこと。健康診査等の結果の写しの提供が予定されている場合には、原則として、各健診及び検診において、その結果等を、別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること、又は、健康診査の実施の全部又は一部を委託

する場合には、原則として、委託先に対して、当該形式による健康診査の結果等の提出を要請するよう努めること。

- 2 生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴(アレルギー歴を含む。)、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。なお、生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと。
- 3 健診結果等情報の継続は、電磁的な健康手帳等を活用することにより、健康の自己管理の観点から本人が主体となっていくことを原則とすること。この場合、統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、健診結果等情報を継続することが望まれる。一方、各制度の下で交付されている既存の健康手帳等はその目的、記載項目等が異なり、また、健康手帳等に本人以外の個人情報が含まれる場合等があるなど、既存の健康手帳等を統一し生涯にわたる健康手帳等とする場合に留意しなければならない事項があることから、まずは健康増進事業実施者が各制度の下において既に交付し又は今後交付する健康手帳等を活用することにより、健診結果等情報の継続を図っていくこととすること。
- 4 生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳等は、ライフステージ及び性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果の記録に係る項目、生活習慣に関する記録に係る項目、健康の増進に向けた自主的な取組に係る項目、受診した医療機関等の記録に係る項目、健康の増進に向けて必要な情報及び知識に係る項目等が含まれることが望ましいこと。また、その様式等としては、記載が容易であること、保管性及び携帯性に優れていること等について工夫されたものであり、将来的には電磁的な様式に統一されることが強く望まれること。
- 5 健康増進事業実施者は、健診結果等情報の継続のため、次に掲げる事項を実施するよう努めること。
  - (一) 健診結果等情報を継続して健康管理に役立たせていくように本人に働きかけること。
  - (二) 職場、住所等を異動する際において、本人が希望する場合には、異動元の健康増進事業実施者が一定期間保存及び管理している健康診査の結果を本人に提供するとともに異動先の健康増進事業実施者に同情報を提供するように本人に対し勧奨し、又は、個人情報保護法令により必要な場合には本人の同意を得た上で、異動先の健康増進事業実施者に健診結果等情報を直接提供する等健診結果等情報を継続するために必要な工夫を図ること。
  - (三) 健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合においては、当該委託契約の中

で、委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図ること。

- 6 健康増進事業実施者は、次世代医療基盤法に基づく次世代医療基盤法第九条第一項に定める認定匿名加工医療情報作成事業者に対する健診結果等情報の提供について、任意ではあるが、自らの医療情報の提供が、匿名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の促進を通じ、国民に提供される医療の進歩に資することを踏まえ、協力を検討すること。

## 第五 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の結果等に関する個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報保護法令を遵守すること。
- 2 健康増進事業実施者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、守秘義務規程の整備、個人情報の保護及び管理を行う責任者の設置、従業者への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正な情報入手の防止等の措置を講じるよう努めること。
- 3 健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督として、委託契約の内容に記載する等により、委託を受けた者に前号に規定する措置を講じさせること。
- 4 健康増進事業実施者は、前号までに掲げた内容を含む個人情報の取扱いに係る方針を策定、公表及び実施し、必要に応じ見直し及び改善を行っていくよう努めること。
- 5 健康増進事業実施者が、個人情報保護法令に従いその取扱う個人情報を公衆衛生の向上を目的として行う疫学研究のために研究者等に提供する場合、あらかじめ当該研究者等に対して、関係する指針を遵守する等適切な対応をすることを確認すること。

## 第六 施行期日

この指針は、健康増進法第九条の施行の日から施行するものとする。

別紙7-1 健診結果・質問票情報

	項目	項目コード	項目名	データ基準			データタイプ	単位	データ値 基 準 外 の 施 行	検査方法	形式	備考	
				データ値	下限値	上限値							
身体計測	○	9N00100000000001	身長				数字	cm			NN.N		
	○	9N00600000000001	体重				数字	kg			NN.N		
	○	9N01100000000001	BMI				数字	kg/m <sup>2</sup>			NN.N		
	※1	○	9N02100000000001	内臓脂肪面積				数字	cm <sup>2</sup>			NN.N	
		○	9N01616010000001	腹囲(実測)				数字	cm		1: 実測	NN.N	
		○	9N01616020000001	腹囲(自己判定)				数字	cm		2: 自己測定	NN.N	
		○	9N01616030000001	腹囲(自己申告)				数字	cm		3: 自己申告	NN.N	BMIが22未満である者に限る
		○	9N02600000000002	肥満度				数字	%			NN.N	
		○	9N05100000000049	業務歴				漢字					
	診察	○	9N05600000000011	既往歴				コード				N	1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし
○		9N05616040000049	具体的な既往歴				漢字					特記すべきことありの場合に記載	
○		9N06100000000011	自覚症状				コード				N	1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし	
○		9N06116080000049	自覚症状(所見)				漢字					特記すべきことありの場合に記載	
○		9N06600000000011	他覚症状				コード				N	1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし	
○		9N06616080000049	他覚症状(所見)				漢字					特記すべきことありの場合に記載	
○		9N07100000000049	その他(家族歴等)				漢字						
○		9N07600000000049	視診(口腔内含む)				漢字						
○		9N08100000000049	打聴診				漢字						
○		9N08600000000049	触診(関節可動域含む)				漢字						
○	9N09100000000001	反復唾液嚥下テスト				数字	回				N		
血圧等	○	9A75500000000001	収縮期血圧(その他)				数字	mmHg		3: その他	NNN	平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する	
	○	9A75200000000001	収縮期血圧(2回目)				数字	mmHg		2: 2回目	NNN		
	○	9A75100000000001	収縮期血圧(1回目)				数字	mmHg		1: 1回目	NNN		
	○	9A76500000000001	拡張期血圧(その他)				数字	mmHg		3: その他	NNN	平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する	
	○	9A76200000000001	拡張期血圧(2回目)				数字	mmHg		2: 2回目	NNN		
	○	9A76100000000001	拡張期血圧(1回目)				数字	mmHg		1: 1回目	NNN		
	○	9N12100000000001	心拍数				数字	拍/分					
	○	9N14100000000011	採血時間(食後)				コード				N	2: 食後10時間以上、3: 食後3.5時間以上10時間未満、4: 食後3.5時間未満	
	生化学検査	○	3F05000002327101	総コレステロール				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(コレステロール酸化酵素法) 2: 紫外吸光度法(コレステロール脱水素酵素法) 3: その他	NNNNN	
		○	3F05000002327201					数字	mg/dl			NNNNN	
○		3F05000002399901					数字	mg/dl			NNNNN		
●		3F01500002327101	空腹時中性脂肪(トリグリセリド)				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去) 2: 紫外吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去) 3: その他	NNNNN	特定健康診査においてこの項目に結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードの記録は「2: 食後10時間以上」である必要がある	
○		3F01500002399901					数字	mg/dl			NNNNN		
●		3F015129902327101	随時中性脂肪(トリグリセリド)				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去) 2: 紫外吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去) 3: その他	NNNNN	特定健康診査においてこの項目の結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードの記録は「3: 食後3.5時間以上10時間未満」または「4: 食後3.5時間未満」である必要がある	
○		3F015129902399901					数字	mg/dl			NNNNN		
○		3F07000002327101	HDLコレステロール				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(直接法(非沈殿法)) 2: 紫外吸光度法(直接法(非沈殿法)) 3: その他	NNNNN		
○		3F07000002327201					数字	mg/dl			NNNNN		
○		3F07000002399901					数字	mg/dl			NNNNN		
○		3F07700002327101	LDLコレステロール				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(直接法(非沈殿法)) 2: 紫外吸光度法(直接法(非沈殿法)) 3: その他	NNNNN		
○		3F07700002327201					数字	mg/dl			NNNNN		
○		3F07700002399901					数字	mg/dl			NNNNN		
○		3F07700002391901					数字	mg/dl		4: 計算法	NNNNN		
○		3F06900002391901	Non-HDLコレステロール				数字	mg/dl			NNNNN		
○		3J01000002327101	総ビリルビン				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(化学酸化法、酵素法、ジブゾ法) 2: その他	NN.N		
○		3J01000002399901					数字	mg/dl			NN.N		
○		3B03500002327201	AST(GOT)				数字	U/l		1: 紫外吸光度法(JSCC標準化対応法) 2: その他	NNNNN		
○		3B03500002399901					数字	U/l			NNNNN		
○		3B04500002327201	ALT(GPT)				数字	U/l		1: 紫外吸光度法(JSCC標準化対応法) 2: その他	NNNNN		
○		3B04500002399901					数字	U/l			NNNNN		
○		3B09000002327101	γ-GT(γ-GTP)				数字	U/l		1: 可視吸光度法(JSCC標準化対応法) 2: その他	NNNNN		
○		3B09000002399901					数字	U/l			NNNNN		
○		3B07000002327101					数字	U/l		1: 可視吸光度法(JSCC標準化対応法)	NNNNN		
○		3B07000002327501	ALP				数字	U/l		2: IFCC対応法(改定JSCC標準化対応法) 3: その他	NNNNN		
○		3B07000002399901					数字	U/l			NNNNN		
○		3B05000002327201					数字	U/l		1: 可視吸光度法(JSCC標準化対応法)	NNNNN		
○		3B05000002327901	LD				数字	U/l		2: IFCC対応法(改定JSCC標準化対応法) 3: その他	NNNNN		
○		3B05000002399901					数字	U/l			NNNNN		
□		3C01500002327101	血清クレアチニン				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(酵素法) 2: その他	NN.NN		
□	3C01500002399901					数字	mg/dl			NN.NN			
□	3C015161602399911	血清クレアチニン(対象者)				コード				N	1: 検査結果による血清クレアチニン検査対象者 ※詳細な健診の項目として実施しない場合、値を出現させるときは0(ゼロ)を入力する		
□	3C015161002399949	血清クレアチニン(実施理由)				漢字						詳細な健診の項目として血清クレアチニン検査を実施した場合は必須	
□	8A06500002391901	eGFR				数字	ml/min/1.73m <sup>2</sup>			NN.N			
○	3C02000002327101	血清尿酸				数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(ウリカーゼ・ペルオキシダーゼ法) 2: その他	NN.N			
○	3C02000002399901					数字	mg/dl			NN.N			
○	3A01000002327101	総蛋白				数字	g/dl		1: 可視吸光度法(ビウレット法) 2: その他	NN.N			
○	3A01000002399901					数字	g/dl			NN.N			
○	3A01500002327101	アルブミン				数字	g/dl		1: 可視吸光度法(BCG法、BCP改良法) 2: その他	NN.N			
○	3A01500002399901					数字	g/dl			NN.N			
○	3A01600002327102	A/G				数字				NN.NN	計算値		
○	5C09500002302301	血清フェリチン				数字	ng/ml		1: エンザイムイムノアッセイ(EIA) 2: その他	NN.N			
○	5C09500002399901					数字	ng/ml			NN.N			
血糖検査	○	3D01000001926101	空腹時血糖				数字	mg/dl		1: 電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法) 2: 可視吸光度法(ブドウ糖酸化酵素法) 3: 紫外吸光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法) 4: その他	NNNN	特定健康診査においてこの項目に結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードが記録されている場合は「2: 食後10時間以上」である必要がある	
	○	3D01000001927201					数字	mg/dl			NNNN		
	○	3D01000001999901					数字	mg/dl			NNNN		
	○	3D010129901926101	随時血糖				数字	mg/dl		1: 電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法) 2: 可視吸光度法(ブドウ糖酸化酵素法) 3: 紫外吸光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法) 4: その他	NNNN	特定健康診査においてこの項目の結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードが記録されている場合は「3: 食後3.5時間以上10時間未満」である必要がある	
	○	3D010129902227101					数字	mg/dl			NNNN		
	○	3D010129901927201					数字	mg/dl			NNNN		
	○	3D01012990199901					数字	mg/dl			NNNN		
	○	3D04600001906202					数字	%		1: 免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等) 2: HPLC(不安定分画除去HPLC法)	NN.N		
	○	3D04600001920402	HbA <sub>1c</sub> (NGSP値)				数字	%		3: 酵素法 4: その他	NN.N		
	○	3D04600001927102					数字	%			NN.N		
尿検査	○	1A02000000191111	尿糖				コード		1: 試験紙法(機械読み取り)	N	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++		
	○	1A02000000190111					コード		2: 試験紙法(目視法)	N	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++		
	○	1A01000000191111	尿蛋白				コード		1: 試験紙法(機械読み取り)	N	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++		

	1A01000000190111				コード		2: 試験紙法(目視法)	N	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	1A10000000191111				コード		1: 試験紙法(機械読み取り)	N	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	1A10000000190111	尿潜血			コード		2: 試験紙法(目視法)	N	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	1A105160700166211	尿沈渣(所見の有無)			コード			N	1: 所見あり, 2: 所見なし	
	1A105160800166249	尿沈渣(所見)			漢字				所見ありの場合に記載	
	1A03000000190301	尿比重			数字		1: 屈折計法	N, NNN		
	1A03000000199901				数字		2: その他	N, NNN		
	3A01500000106101				数字	mg/L	1: 免疫比濁法(TIA)(尿)	NNNN, N		
	3A01500000199901	尿中アルブミン定量			数字	mg/L	2: その他(尿)	NNNN, N		
	3A01500000406101				数字	mg/L	3: 免疫比濁法(TIA)(蓄尿)	NNNN, N		
	3A01500000499901				数字	mg/L	4: その他(蓄尿)	NNNN, N		
	3A01500000106128	尿中アルブミンクレアチニン補正値/アルブミン指数			数字	mg/g-CR	1: 免疫比濁法(TIA)	NNNN, N		
	3A01500000199928				数字	mg/g-CR	2: その他	NNNN, N		
	3A01500000406126	尿中アルブミン一日量			数字	mg/day	1: 免疫比濁法(TIA)	NNNN, N		
	3A01500000499926				数字	mg/day	2: その他	NNNN, N		
血液像検査	<input type="checkbox"/>	2A040000001930102	ヘマトクリット値		数字	%	自動血球算定装置	NN, N		
	<input type="checkbox"/>	2A030000001930101	色素量[ヘモグロビン値]		数字	g/dl	自動血球算定装置	NN, N		
	<input type="checkbox"/>	2A020000001930101	白血球数		数字	万/mm <sup>3</sup>	自動血球算定装置	NNNN		
	<input type="checkbox"/>	2A020161001930149	貧血検査(実施理由)		漢字				詳細な健診の項目として貧血検査を実施した場合は必須	
		2A060000001930101	MCV		数字	fL	自動血球算定装置	NN, N		
		2A070000001930101	MCH		数字	pg	自動血球算定装置	NN, N		
		2A080000001930101	MCHC		数字	%	自動血球算定装置	NN, N		
		2A010000001930101	白血球数		数字	/mm <sup>3</sup>	自動血球算定装置	NNNNNN		
		2A050000001930101	血小板数		数字	万/mm <sup>3</sup>	自動血球算定装置	NNN		
	がん健診・生体検査等	<input type="checkbox"/>	9A110160700000011	心電図(所見の有無)		コード			N	1: 所見あり, 2: 所見なし
		<input type="checkbox"/>	9A110160800000049	心電図(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
		<input type="checkbox"/>	9A110161600000011	心電図(対象者)		コード			N	1: 検査結果による心電図検査対象者 2: 不整脈による心電図検査対象者 ※詳細な健診の項目として実施しない場合で、値を出現させるときは0(ゼロ)を入力する
		<input type="checkbox"/>	9A110161000000049	心電図(実施理由)		漢字				詳細な健診の項目として心電図検査を実施した場合は必須
		9N201000000000011	胸部エックス線検査(がん:直接撮影)		コード		1: 直接撮影	N	1: A, 2: B, 3: C, 4: D, 5: E	
		9N206160700000011	胸部エックス線検査(一般:直接撮影)(所見の有無)		コード		1: 直接撮影	N	1: 所見あり, 2: 所見なし, 3: 要再撮影	
		9N206160800000049	胸部エックス線検査(一般:直接撮影)(所見)		漢字		1: 直接撮影		所見ありの場合に記載	
		9N211161100000049	胸部エックス線検査(直接撮影)(撮影年月日)		年月日		1: 直接撮影		yyyymmdd	
		9N211161200000049	胸部エックス線検査(直接撮影)(フィルム番号)		漢字		1: 直接撮影			
		9N216000000000011	胸部エックス線検査(がん:間接撮影)		コード		2: 間接撮影	N	1: A, 2: B, 3: C, 4: D, 5: E	
		9N221160700000011	胸部エックス線検査(一般:間接撮影)(所見の有無)		コード		2: 間接撮影	N	1: 所見あり, 2: 所見なし, 3: 要再撮影	

9N22116080000049	胸部エックス線検査(一般:間接撮影)(所見)			漢字		2: 間接撮影	所見ありの場合に記載
9N22616110000049	胸部エックス線検査(間接撮影)(撮影年月日)			年月日		2: 間接撮影	yyyymmdd
9N22616120000049	胸部エックス線検査(間接撮影)(フィルム番号)			漢字		2: 間接撮影	
6A010160706170411	喀痰検査(塗抹鏡検 一般細菌)(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
6A010160806170449	喀痰検査(塗抹鏡検 一般細菌)(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
6A20500006171711	喀痰検査(塗抹鏡検 抗酸菌)			コード			N 1: -, 2: ±, 3: +, 4: 2+, 5: 3+
6A205165606171711	喀痰検査(ガフキー号数)			コード			NN 1: 0号、2: 1号、3: 2号、4: 3号、5: 4号、6: 5号、7: 6号、8: 7号、9: 8号、10: 9号、11: 10号
7A010000006143311	喀痰細胞診検査			コード			N 1: A、2: B、3: C、4: D、5: E
9N251000000000011	胸部CT検査(がん)			コード			N 1: A、2: B、3: C、4: D、5: E
9N251160700000011	胸部CT検査(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9N251160800000049	胸部CT検査(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N251161100000049	胸部CT検査(撮影年月日)			年月日			yyyymmdd
9N251161200000049	胸部CT検査(フィルム番号)			漢字			
9N256160700000011	上部消化管エックス線(直接撮影)(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
9N256160800000049	上部消化管エックス線(直接撮影)(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N256161100000049	上部消化管エックス線(直接撮影)(撮影年月日)			年月日			yyyymmdd
9N256161200000049	上部消化管エックス線(直接撮影)(フィルム番号)			漢字			
9N261160700000011	上部消化管エックス線(間接撮影)(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
9N261160800000049	上部消化管エックス線(間接撮影)(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N261161100000049	上部消化管エックス線(間接撮影)(撮影年月日)			年月日			yyyymmdd
9N261161200000049	上部消化管エックス線(間接撮影)(フィルム番号)			漢字			
9N266160700000011	上部消化管内視鏡検査(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9N266160800000049	上部消化管内視鏡検査(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
3B339000002399811	ペプシノゲン			コード		方法問わず	N 1: 陽性、2: 陰性
9F130160700000011	腹部超音波(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9F130160800000049	腹部超音波(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N271160700000011	婦人科診察(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9N271160800000049	婦人科診察(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N276160700000011	乳房視触診(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9N276160800000049	乳房視触診(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N281160700000011	乳房画像診断(マンモグラフィ)(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影、4: マンモグラフィ不備
9N281160800000049	乳房画像診断(マンモグラフィ)(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9F140160700000011	乳房超音波検査(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9F140160800000049	乳房超音波検査(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N291160700000011	子宮頸部視診(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9N291160800000049	子宮頸部視診(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9N296160700000011	子宮内診(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9N296160800000049	子宮内診(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
7A021165008543311	子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類)			コード			N 1: class I、2: class II、3: class IIIa、4: class IIIb、5: class IV、6: class V、7: 検体不良
7A021165208543311	子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001)			コード			NN 1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: AGC、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other
7A022000008543311	子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料)			コード			N 1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良
9Z771160700000011	直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9Z771160800000049	直腸肛門機能(2項目以上)(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
9Z770160700000011	直腸肛門機能(1項目)(所見の有無)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9Z770160800000049	直腸肛門機能(1項目)(所見)			漢字			所見ありの場合に記載
1B030000001599811	便潜血			コード		方法問わず	N 1: 陽性、2: 陰性
5D305000002399811	PSA(前立腺特異抗原)			コード		方法問わず	N 1: 陽性、2: 陰性
9C310000000000001	肺機能検査(努力肺活量)			数字	I		NN、N
9C320000000000001	肺機能検査(1秒量)			数字	I		NN、N
9C330000000000002	肺機能検査(1秒率)			数字	%		NN、N
9C380000000000002	肺機能検査(%VC)			数字	%		NN、N
9E160162100000001	視力(右)			数字			N、NN
9E160162500000001	視力(右: 矯正)			数字			N、NN
9E160162200000001	視力(左)			数字			N、NN
9E160162600000001	視力(左: 矯正)			数字			N、NN
9D100163100000011	聴力(右、1000Hz)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9D100163200000011	聴力(右、4000Hz)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9D100163500000011	聴力(左、1000Hz)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9D100163600000011	聴力(左、4000Hz)			コード			N 1: 所見あり、2: 所見なし
9D100164000000011	聴力(検査方法)			コード			N 1: オージオメトリー、2: その他
9D100160900000049	聴力(その他の所見)			漢字			
9E100166000000011	眼底検査(キースワグナー分類)			コード			N 1: 0、2: 1、3: IIa、4: IIb、5: III、6: IV
9E100166100000011	眼底検査(シエイエ分類: H)			コード			N 1: 0、2: 1、3: 2、4: 3、5: 4
9E100166200000011	眼底検査(シエイエ分類: S)			コード			N 1: 0、2: 1、3: 2、4: 3、5: 4
9E100166300000011	眼底検査(SCOTT分類)			コード			N 1: I(a)、2: I(b)、3: II、4: III(a)、5: III(b)、6: IV、7: V(a)、8: V(b)、9: VI
9E100166600000011	眼底検査(Wong-Mitchell分類)			コード			N 1: 所見なし、2: 軽度、3: 中等度、4: 重度
9E100166500000011	眼底検査(改変Davis分類)			コード			N 1: 網膜症なし、2: 単純網膜症、3: 増殖前網膜症、4: 増殖網膜症
9E100160900000049	眼底検査(その他の所見)			漢字			1: 検査結果による眼底検査対象者 その他の所見の判定方法を用いている場合については、本欄に所見を記載すること。また、SCOTT分類を用いている場合で異常がない場合においては、その旨を記載すること。
9E100161600000011	眼底検査(対象者)			コード			N ※詳細な健診の項目として実施しない場合で、値を出現させるときは0(ゼロ)を入力する
9E100161000000049	眼底検査(実施理由)			漢字			詳細な健診の項目として眼底検査を実施した場合は必須 前年度の検査結果(血糖検査の値)に基づき対象者を選定した場合は、「前年度」と記載する
9E105162100000001	眼圧検査(右)			数字	mmHg		NNN
9E105162200000001	眼圧検査(左)			数字	mmHg		NNN

その他医療保険者等が任意に行う検査	5C07000002306201			数字	mg/dl	1:可視吸光度法(ラテックス凝集比濁法)	NNN.N	
	5C07000002306301	CRP		数字	mg/dl	2:可視吸光度法(免役比濁法)	NNN.N	
	5C07000002399901			数字	mg/dl	3:その他	NNN.N	
	5H01000001910111	血液型(ABO)		コード		1:試験管法 カラム凝集法	N	1:A, 2:B, 3:AB, 4:O
	5H01000001999911		コード		2:その他	N	1:A, 2:B, 3:AB, 4:O	
	5H02000001910111	血液型(Rh)		コード		1:試験管法 カラム凝集法	N	1:+, 2:-
	5H02000001999911		コード		2:その他	N	1:+, 2:-	
	5E07100002399811	梅毒反応		コード		方法問わず	N	1:陽性, 2:陰性
	5F016141002399811	Hbs抗原		コード		方法問わず	N	1:陽性, 2:陰性
	5F360149502399811	HCV抗体		コード		方法問わず	N	1:陽性, 2:陰性
	5F360149702399811	HCV抗体(力価)		コード		方法問わず	N	1:陰性, 2:低力価, 3:中力価, 4:高力価
	5F360150002399811	HCV抗原検査		コード		方法問わず	N	1:陽性, 2:陰性
	5F360145002399811	HCV核酸増幅検査		コード		方法問わず	N	1:陽性, 2:陰性
	9N401000000000011	C型肝炎ウイルス検診の判定		コード			N	1:現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い, 2:現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
9N406000000000049	その他の法定特殊健康診断		漢字					
9N411000000000049	その他の法定検査		漢字					
9N416000000000049	その他の検査		漢字					
医師の判断	○ 9N501000000000011	メタボリックシンドローム判定		コード			N	1:基準該当, 2:予備群該当, 3:非該当, 4:判定不能
	○ 9N506000000000011	保健指導レベル		コード			N	1:積極的支援, 2:動機付け支援, 3:なし(情報提供), 4:判定不能
	○ 9N511000000000049	医師の診断(判定)		漢字				
	☆ 9N512000000000011	測定不可能・検査未実施の理由		コード			N	1:生理中, 2:腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する, 3:その他受診者の事情や生理中等により検査を実施できなかった場合の理由の記録
	○ 9N516000000000049	健康診断を実施した医師の氏名		漢字				
	9N521000000000049	医師の意見		漢字				
	9N526000000000049	意見を述べた医師の氏名		漢字				
	9N531000000000049	歯科医師による健康診断		漢字				
	9N536000000000049	歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名		漢字				
	9N541000000000049	歯科医師の意見		漢字				
	9N546000000000049	意見を述べた歯科医師の氏名		漢字				
	9N551000000000049	備考		漢字				
	9N556000000000011	生活機能評価の結果1		コード			N	1:介護予防事業の利用が望ましい, 2:医学的な理由により次の介護予防の利用は不適当, 3:生活機能の低下なし
	9N561000000000011	生活機能評価の結果2		コード			N	1:すべて, 2:運動器の機能向上, 3:栄養改善, 4:口腔機能の向上, 5:その他(上記で2を選択したときに記載)上記でその他を記載したとき記載
9N566000000000049	生活機能評価の結果3		漢字					
9N571000000000049	医師の診断(判定)(生活機能評価)		漢字					
9N576000000000049	診断をした医師の氏名(生活機能評価)		漢字					
9N581161300000011	医師の診断(肺がん検診)(コード)		コード			N	1:精密検査必要, 2:精密検査不要	
9N581161400000049	医師の診断(肺がん検診)(自由記載)		漢字					
9N586000000000049	診断をした医師の氏名(肺がん検診)		漢字					
9N591161300000011	医師の診断(胃がん検診)(コード)		コード			N	1:精密検査必要, 2:精密検査不要	
9N591161400000049	医師の診断(胃がん検診)(自由記載)		漢字					
9N596000000000049	診断をした医師の氏名(胃がん検診)		漢字					
9N601161300000011	医師の診断(乳がん検診)(コード)		コード			N	1:精密検査必要, 2:精密検査不要	
9N601161400000049	医師の診断(乳がん検診)(自由記載)		漢字					
9N606000000000049	診断をした医師の氏名(乳がん検診)		漢字					
9N611161300000011	医師の診断(子宮がん検診)(コード)		コード			N	1:精密検査必要, 2:精密検査不要	
9N611161400000049	医師の診断(子宮がん検診)(自由記載)		漢字					
9N616000000000049	診断をした医師の氏名(子宮がん検診)		漢字					
9N621161300000011	医師の診断(大腸がん検診)(コード)		コード			N	1:精密検査必要, 2:精密検査不要	
9N621161400000049	医師の診断(大腸がん検診)(自由記載)		漢字					
9N626000000000049	診断をした医師の氏名		漢字					
9N631161300000011	医師の診断(前立腺がん検診)(コード)		コード			N	1:精密検査必要, 2:精密検査不要	
9N631161400000049	医師の診断(前立腺がん検診)(自由記載)		漢字					
9N636000000000049	診断をした医師の氏名(前立腺がん検診)		漢字					
9N641000000000049	医師の診断(その他)		漢字					
9N646000000000049	診断をした医師の氏名(その他)		漢字					
質問票 ※3	○ 9N701000000000011	服薬1(血圧)		コード			N	1:はい, 2:いいえ
	☆ 9N701167000000049	服薬1(血圧)(薬剤名)		漢字				
	☆ 9N701167100000049	服薬1(血圧)(服薬理由)		漢字				
	○ 9N706000000000011	服薬2(血糖)		コード			N	1:はい, 2:いいえ
	☆ 9N706167000000049	服薬2(血糖)(薬剤名)		漢字				
	☆ 9N706167100000049	服薬2(血糖)(服薬理由)		漢字				
	○ 9N711000000000011	服薬3(脂質)		コード			N	1:はい, 2:いいえ
	☆ 9N711167000000049	服薬3(脂質)(薬剤名)		漢字				
	☆ 9N711167100000049	服薬3(脂質)(服薬理由)		漢字				
	☆ 9N716000000000011	既往歴1(脳血管)		コード			N	1:はい, 2:いいえ
	☆ 9N721000000000011	既往歴2(心血管)		コード			N	1:はい, 2:いいえ
	☆ 9N726000000000011	既往歴3(腎不全・人工透析)		コード			N	1:はい, 2:いいえ
	☆ 9N731000000000011	貧血		コード			N	1:はい, 2:いいえ
	○ 9N736000000000011	喫煙		コード			N	1:はい, 2:以前吸っていたが、最近1ヶ月間吸っていない, 3:いいえ
☆ 9N741000000000011	20歳からの体重変化		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
☆ 9N746000000000011	30分以上の運動習慣		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
☆ 9N751000000000011	歩行又は身体活動		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
☆ 9N756000000000011	歩行速度		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
☆ 9N872000000000011	咀嚼		コード			N	1:何でも, 2:かみにくい, 3:ほとんどかめない	
☆ 9N766000000000011	食べ方1(早食い等)		コード			N	1:速い, 2:ふつう, 3:遅い	
☆ 9N771000000000011	食べ方2(就寝前)		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
☆ 9N782000000000011	食べ方3(間食)		コード			N	1:毎日, 2:時々, 3:ほとんど摂らない	
☆ 9N781000000000011	食習慣		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
☆ 9N786000000000011	飲酒		コード			N	1:毎日, 2:週5~6日, 3:週3~4日, 4:週1~2日, 5:月に1~3日, 6:月に1日未満, 7:やめた, 8:飲まない(飲めない)	
☆ 9N791000000000011	飲酒量		コード			N	1:1合未満, 2:1~2合未満, 3:2~3合未満, 4:3~5合未満, 5:5合以上	
☆ 9N796000000000011	睡眠		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
☆ 9N801000000000011	生活習慣の改善		コード			N	1:意志なし, 2:意志あり(6か月以内), 3:意志あり(近いうち), 4:取組済み(6ヶ月未満), 5:取組済み(6ヶ月以上)	
☆ 9N808000000000011	特定保健指導の受診歴		コード			N	1:はい, 2:いいえ	
情報提供初回面接	☆ 9N950000000000011	情報提供の方法		コード			N	1:付加価値の高い情報提供, 2:専門職による対面説明, 3:1と2両方実施, 1~3に当てはまらない場合は出現させない
	☆ 9N807000000000011	初回面接実施		コード			N	1:健診1週間以内に初回面接実施, 1に当てはまらない場合は出現させない

基本 チ ェ ッ ク リ ス ト	9N81100000000011	1. バスや電車で1人で外出していますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N81600000000011	2. 日用品の買物をしていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N82100000000011	3. 預貯金の出し入れをしていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N82600000000011	4. 友人の家を訪ねていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N83100000000011	5. 家族や友人の相談にのっていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N83600000000011	6. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N84100000000011	7. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N84600000000011	8. 15分位続けて歩いていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N85100000000011	9. この1年間に転んだことがありますか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N85600000000011	10. 転倒に対する不安は大きいですか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N86100000000011	11. 6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N86600000000001	12. 身長 $\frac{\text{cm}}{\text{kg(BMI) = 体重}}$	数字	kg/m <sup>2</sup>		N,N	身長と体重から計算されるBMIを記載すること。小数点以下1桁
	9N87100000000011	13. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N87600000000011	14. お茶や汁物等でむせることがありますか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N88100000000011	15. 口の湿きが気になりますか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N88600000000011	16. 週に1回以上は外出していますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N89100000000011	17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N89600000000011	18. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N90100000000011	19. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	コード			N	0: はい、1: いいえ
	9N90600000000011	20. 今日が何月何日かわからない時がありますか	コード			N	1: はい、0: いいえ
	9N91100000000011	21. (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	コード			N	1: はい、0: いいえ
9N91600000000011	22. (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	コード			N	1: はい、0: いいえ	
9N92100000000011	23. (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	コード			N	1: はい、0: いいえ	
9N92600000000011	24. (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	コード			N	1: はい、0: いいえ	
9N93100000000011	25. (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	コード			N	1: はい、0: いいえ	
後 期 質 問 票	9N93200000000011	あなたの現在の健康状態はいかがですか	コード			N	1: よい、2: まあよい、3: ふつう、4: あまりよくない、5: よくない
	9N93300000000011	毎日の生活に満足していますか	コード			N	1: 満足、2: やや満足、3: やや不満、4: 不満
	9N93400000000011	1日3食きちんと食べていますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N93500000000011	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N93600000000011	お茶や汁物等でむせることがありますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N93700000000011	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N93800000000011	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N93900000000011	この1年間に転んだことがありますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N94000000000011	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N94100000000011	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると云われていますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N94200000000011	今日が何月何日かわからない時がありますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N94300000000011	あなたはたばこを吸いますか	コード			N	1: 吸っている、2: 吸っていない、3: やめた
	9N94400000000011	週に1回以上は外出していますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N94500000000011	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	コード			N	1: はい、2: いいえ
	9N94600000000011	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	コード			N	1: はい、2: いいえ

(表の説明)

○...必須項目、□...医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●...いずれかの項目の実施で可、☆...情報を入力した場合に限り、医療保険者に報告する項目

注) HbA1cと空腹時血糖、あるいはHbA1cと随時血糖は同時に記録されてもよい

※ 医療保険者は、特定健診以外の項目について、健診機関等における対応の可否を踏まえ、本表に示す項目以外の項目をも含め、任意に特定健診以外の項目の実施や、当該項目の入力方法の変更等を行うことができる。

※1 内臓脂肪面積、腹囲(実測)、腹囲(自己判定)、腹囲(自己申告)について、後期高齢者は任意項目

※2 メタボリックシンドローム判定 保健指導レベルについて、後期高齢者は任意項目

※3 服薬1(血圧)、服薬2(血糖)、服薬3(脂質)、喫煙について、後期高齢者は任意項目

別紙7-2 保健指導情報

番号	記載区分(注1)			項目コード	項目名	データ値	データタイプ	単位	備考
	1回目の請求時	2回目の請求時	国への実績報告時						
1101	○		○	1020000001	保健指導区分		コード		1: 積極的支援、2: 動機付け支援、3: 動機付け支援相当
1102	△		△	1020000002	行動変容ステージ		コード		1: 意志なし、2: 意志あり(6ヶ月以内)、3: 意志あり(近いうち)、4: 取組済み(6ヶ月未満)、5: 取組済み(6ヶ月以上)
1103	☆			1020000003	保健指導コース名		漢字		
1104	☆		○	1020000004	健診実施年月日(確認用)		年月日		YYYYMMDD 特定保健指導に対応する健診実施年月日と同一である必要がある
1105			△	1020000005	保健指導後 服薬 1 (血圧)		コード		1: 保健指導以後に服薬開始を確認 ※対象から除外する場合に記載し、服薬中であっても保健指導を継続した場合は記載しない。
1106			△	1020000006	保健指導後 服薬 2 (血糖)		コード		1: 保健指導以後に服薬開始を確認 ※対象から除外する場合に記載し、服薬中であっても保健指導を継続した場合は記載しない。
1107			△	1020000007	保健指導後 服薬 3 (脂質)		コード		1: 保健指導以後に服薬開始を確認 ※対象から除外する場合に記載し、服薬中であっても保健指導を継続した場合は記載しない。
1301	○		○	1022000011	初回面接の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1302	○		○	1022000012	初回面接による支援の支援形態		コード		1: 個別支援(対面)、2: 個別支援(遠隔)、3: グループ支援(対面)、4: グループ支援(遠隔)、5: 電話、6: 電子メール等 ※「5: 電話」及び「6: 電子メール等」は、初回面接を分割して実施した場合における2回目(初回面接②)のみ入力可能
1303	○	△	○	1022000016	健診後早期の初回面接		コード		0: 実施なし、1: 当日、2: 1週間以内(当日は除く)
1304	○		○	1022000013	初回面接の実施時間		数字	分	
1305	○		○	1022000015	初回面接の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1306	△			1022000090	初回面接情報		漢字		文字数上限は256文字
1331	●		●	1021000020	継続的支援予定期間		数字	週	
1332	☆			1021001031	目標腹囲		数字	cm	
1333	☆			1021001032	目標体重		数字	kg	
1334	△			1021001033	目標収縮期血圧		数字	mmHg	
1335	△			1021001034	目標拡張期血圧		数字	mmHg	
1336	☆			1021001050	一日の削減目標エネルギー量		数字	kcal	
1337	☆			1021001051	一日の運動による目標エネルギー量		数字	kcal	
1338	☆			1021001052	一日の食事による目標エネルギー量		数字	kcal	
1339	●		●	1021001053	計画上の腹囲・体重の改善		コード		0: 計画なし、1: 1cm・1kg、2: 2cm・2kg
1340	●		●	1021001054	計画上の生活習慣の改善(食習慣)		コード		0: 計画なし、1: 計画あり
1341	●		●	1021001055	計画上の生活習慣の改善(運動習慣)		コード		0: 計画なし、1: 計画あり
1342	●		●	1021001056	計画上の生活習慣の改善(喫煙習慣)		コード		0: 計画なし、1: 計画あり
1343	●		●	1021001057	計画上の生活習慣の改善(休養習慣)		コード		0: 計画なし、1: 計画あり
1344	●		●	1021001058	計画上の生活習慣の改善(その他の生活習慣)		コード		0: 計画なし、1: 計画あり
1345	●		●	1021001059	計画上のポイント(アウトカム評価の合計)		数字		自動計算
1501		▲*		1032000011	中間評価の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1502		▲*		1032000012	中間評価の支援形態		コード		1: 個別支援(対面)、2: 個別支援(遠隔)、3: グループ支援(対面)、4: グループ支援(遠隔)、5: 電話、6: 電子メール等
1503		▲*		1032000013	中間評価の実施時間		数字	分	
1504		▲*		1032000014	中間評価の実施ポイント		数字		自動計算
1505		▲*		1032000015	中間評価の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1506		▲*		1032001031	中間評価時の腹囲		数字	cm	YYYYMMDD
1507		▲*		1032001032	中間評価時の体重		数字	kg	
1508		▲		1032001033	中間評価時の収縮期血圧		数字	mmHg	

1509		▲		1032001034	中間評価時の拡張期血圧		数字	mmHg	
1510		▲*		1032001044	中間評価時の腹囲・体重の改善		コード		0：未達成、1：1cm・1kg、2：2cm・2kg
1511		▲*		1032001042	中間評価時の生活習慣の改善(食習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし
1512		▲*		1032001041	中間評価時の生活習慣の改善(運動習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし
1513		▲*		1032001043	中間評価時の生活習慣の改善(喫煙習慣)		コード		0：禁煙未達成、1：禁煙達成、8：非喫煙、9：禁煙目標なし
1514		▲*		1032001045	中間評価時の生活習慣の改善(休養習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし
1515		▲*		1032001046	中間評価時の生活習慣の改善(その他の生活習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし
1516		▲		1032001090	中間評価情報		漢字		
1411		★		1032300011	支援①の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1412		★		1032300012	支援①の支援形態		コード		1：個別支援(対面)、2：個別支援(遠隔)、3：グループ支援(対面)、4：グループ支援(遠隔)、5：電話、6：電子メール等
1413		★		1032300013	支援①の実施時間		数字	分	
1414		★		1032300014	支援①の実施ポイント		数字		自動計算
1415		★		1032300015	支援①の実施者		コード		1：医師、2：保健師、3：管理栄養士、4：その他
1416		▲		1032300090	支援①情報		漢字		文字数上限は256文字
1421		★		1032300011	支援②の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1422		★		1032300012	支援②の支援形態		コード		1：個別支援(対面)、2：個別支援(遠隔)、3：グループ支援(対面)、4：グループ支援(遠隔)、5：電話、6：電子メール等
1423		★		1032300013	支援②の実施時間		数字	分	
1424		★		1032300014	支援②の実施ポイント		数字		自動計算
1425		★		1032300015	支援②の実施者		コード		1：医師、2：保健師、3：管理栄養士、4：その他
1426		▲		1032300090	支援②情報		漢字		文字数上限は256文字
1431		★		1032300011	支援③の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1432		★		1032300012	支援③の支援形態		コード		1：個別支援(対面)、2：個別支援(遠隔)、3：グループ支援(対面)、4：グループ支援(遠隔)、5：電話、6：電子メール等
1433		★		1032300013	支援③の実施時間		数字	分	
1434		★		1032300014	支援③の実施ポイント		数字		自動計算
1435		★		1032300015	支援③の実施者		コード		1：医師、2：保健師、3：管理栄養士、4：その他
1436		▲		1032300090	支援③情報		漢字		文字数上限は256文字
1441		★		1032300011	支援④の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1442		★		1032300012	支援④の支援形態		コード		1：個別支援(対面)、2：個別支援(遠隔)、3：グループ支援(対面)、4：グループ支援(遠隔)、5：電話、6：電子メール等
1443		★		1032300013	支援④の実施時間		数字	分	
1444		★		1032300014	支援④の実施ポイント		数字		自動計算
1445		★		1032300015	支援④の実施者		コード		1：医師、2：保健師、3：管理栄養士、4：その他
1446		▲		1032300090	支援④情報		漢字		文字数上限は256文字
1601		○	○	1042000011	実績評価の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1602		○	○	1042000012	実績評価の支援形態又は確認方法		コード		1：個別支援(対面)、2：個別支援(遠隔)、3：グループ支援(対面)、4：グループ支援(遠隔)、5：電話、6：電子メール等
1603		○	○	1042000015	実績評価の実施者		コード		1：医師、2：保健師、3：管理栄養士、4：その他
1604		△	△	1042000116	実績評価ができない場合の確認回数		数字	回	確認方法に基づき、評価実施者が行った確認の回数
1605		○	○	1042001031	実績評価時の腹囲		数字	cm	
1606		○	○	1042001032	実績評価時の体重		数字	kg	
1607		△	△	1042001033	実績評価時の収縮期血圧		数字	mmHg	
1608		△	△	1042001034	実績評価時の拡張期血圧		数字	mmHg	
1609		○	○	1042001044	実績評価時の腹囲・体重の改善		コード		0：未達成、1：1cm・1kg、2：2cm・2kg
1610		○	○	1042001042	実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(食習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし
1611		○	○	1042001041	実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(運動習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし
1612		○	○	1042001043	実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(喫煙習慣)		コード		0：禁煙未達成、1：禁煙達成、8：非喫煙、9：禁煙目標なし
1613		○	○	1042001045	実績評価時の生活習慣の改善(休養習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし
1614		○	○	1042001046	実績評価時の生活習慣の改善(その他の生活習慣)		コード		0：未達成、1：達成、9：目標なし

1615		○	○	1042001060	実績評価時のポイント(アウトカム評価の合計)		数字		自動計算
1616		△		1042001090	実績評価情報		漢字		文字数上限は 256 文字
1701	●		●	1041010010	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援(対面))		数字	回	
1702	●		●	1041020010	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援(対面))		数字	分	
1703	●		●	1041010020	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援(遠隔))		数字	回	
1704	●		●	1041020020	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援(遠隔))		数字	分	
1705	●		●	1041010030	計画上の継続的な支援の実施回数(グループ支援(対面))		数字	回	
1706	●		●	1041020030	計画上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(対面))		数字	分	
1707	●		●	1041010040	計画上の継続的な支援の実施回数(グループ支援(遠隔))		数字	回	
1708	●		●	1041020040	計画上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(遠隔))		数字	分	
1709	●		●	1041010050	計画上の継続的な支援の実施回数(電話)		数字	回	
1710	●		●	1041020050	計画上の継続的な支援の合計実施時間(電話)		数字	分	
1711	●		●	1041010060	計画上の継続的な支援の実施回数(電子メール等)		数字	回	
1712	●		●	1041010070	計画上の継続的な支援によるポイント(合計)		数字		自動計算
1713	●		●	1041010080	計画上のポイント(合計)		数字		自動計算
1731		●	●	1042010010	継続的な支援の実施回数(個別支援(対面))		数字	回	
1732		●	●	1042020010	継続的な支援の合計実施時間(個別支援(対面))		数字	分	
1733		●	●	1042010020	継続的な支援の実施回数(個別支援(遠隔))		数字	回	
1734		●	●	1042020020	継続的な支援の合計実施時間(個別支援(遠隔))		数字	分	
1735		●	●	1042010030	継続的な支援の実施回数(グループ支援(対面))		数字	回	
1736		●	●	1042020030	継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(対面))		数字	分	
1737		●	●	1042010040	継続的な支援の実施回数(グループ支援(遠隔))		数字	回	
1738		●	●	1042020040	継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(遠隔))		数字	分	
1739		●	●	1042010050	継続的な支援の実施回数(電話)		数字	回	
1740		●	●	1042020050	継続的な支援の合計実施時間(電話)		数字	分	
1741		●	●	1042010060	継続的な支援の実施回数(電子メール等)		数字	回	
1742		●	●	1042010070	継続的なポイント(プロセス評価の合計)		数字		自動計算
1743		●	●	1042010080	ポイント(合計)		数字		自動計算
1744		▲	▲	1042800118	禁煙指導の実施回数		数字	回	
1745		●	●	1042000022	実施上の継続的な支援の終了日		年月日		YYYYMMDD

1811			○	1042000081	保健指導機関番号(1)		数字	
1812			○	1042000082	保健指導機関名(1)		漢字	
1813			○	1042000085	主対応内容(1)		コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1814			○	1042000086	実施内容(1)		コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1821			○	1042000081	保健指導機関番号(2)		数字	
1822			○	1042000082	保健指導機関名(2)		漢字	
1823			○	1042000085	主対応内容(2)		コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1824			○	1042000086	実施内容(2)		コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1831			○	1042000081	保健指導機関番号(3)		数字	
1832			○	1042000082	保健指導機関名(3)		漢字	
1833			○	1042000085	主対応内容(3)		コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1834			○	1042000086	実施内容(3)		コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1841			○	1042000081	保健指導機関番号(4)		数字	
1842			○	1042000082	保健指導機関名(4)		漢字	
1843			○	1042000085	主対応内容(4)		コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1844			○	1042000086	実施内容(4)		コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1851			○	1042000081	保健指導機関番号(5)		数字	
1852			○	1042000082	保健指導機関名(5)		漢字	
1853			○	1042000085	主対応内容(5)		コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1854			○	1042000086	実施内容(5)		コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1861			○	1042000081	保健指導機関番号(6)		数字	
1862			○	1042000082	保健指導機関名(6)		漢字	
1863			○	1042000085	主対応内容(6)		コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1864			○	1042000086	実施内容(6)		コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1871			○	1042000081	保健指導機関番号(7)		数字	
1872			○	1042000082	保健指導機関名(7)		漢字	
1873			○	1042000085	主対応内容(7)		コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1874			○	1042000086	実施内容(7)		コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価

1881			○	1042000081	保健指導機関番号(8)		数字	
1882			○	1042000082	保健指導機関名(8)		漢字	
1883			○	1042000085	主対応内容(8)		コード	1：個別支援（対面）、2：個別支援（遠隔）、3：グループ支援（対面）、4：グループ支援（遠隔）、5：電話、6：電子メール等 ※「5：電話」及び「6：電子メール等」は、初回面接（分割して実施した場合は1回目）は入力不可能
1884			○	1042000086	実施内容(8)		コード	1：初回面接（分割実施以外）、2：初回面接①、3：初回面接②、4：中間評価、5：継続的支援、6：実績評価

注1 1回目の請求時=初回面接終了後、2回目の請求時=3ヶ月以後の実績評価終了後。

条件：○…必須入力項目、☆…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目、△…情報を入手した場合に入力  
●…必須入力項目（積極的支援の場合）、★…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目（積極的支援の場合）、▲…情報を入手した場合に入力（積極的支援の場合）とするが、動機付け支援、動機付け支援相当の場合において、保険者との契約により継続的な支援の実施及びその報告が求められている場合についてのみ入力する（積極的支援に準じた継続的支援を実施する場合のみ）。また、中間評価を実施した場合は、\*の項目は必須入力項目である。

注2 必須でなくとも全項目電子化し保管することも可。

注3 2回目以降の報告は、それまでのデータに追加(上書き)しやり取りするものとする。

注4 項目1811～1884については、初回面接（分割して実施した場合は初回面接①と初回面接②それぞれ）、中間評価（実施した場合のみ）、継続的支援（実施した場合のみ）、実績評価それぞれについて、保険者が直営で実施した場合も含めて入力する。

## 別紙7-3

## データ範囲のチェック

項目コード	項目名	データタイプ	入力最小値(L)	入力最大値(H)	少数点以下の桁数	単位
9N001000000000001	身長	数字	100.0	250.0	1	cm
9N006000000000001	体重	数字	20.0	250.0	1	kg
9N011000000000001	BMI	数字	10.0	99.9	1	kg/m <sup>2</sup>
9N016160100000001 9N016160200000001 9N016160300000001	腹囲	数字	40.0	250.0	1	cm
9A755000000000001 9A752000000000001 9A751000000000001	血圧(収縮期)	数字	60	300	0	mmHg
9A765000000000001 9A762000000000001 9A761000000000001	血圧(拡張期)	数字	30	150	0	mmHg
3F015000002327101 3F015000002327201 3F015000002399901	空腹時中性脂肪	数字	10	2000	0	mg/dl
3F015129902327101 3F015129902327201 3F015129902399901	随時中性脂肪	数字	10	2000	0	mg/dl
3F070000002327101 3F070000002327201 3F070000002399901	HDLコレステロール	数字	10	500	0	mg/dl
3F077000002327101 3F077000002327201 3F077000002399901	LDLコレステロール	数字	20	1000	0	mg/dl
3F069000002391901	Non-HDL コレステロール	数字	20	1000	0	mg/dl
3B035000002327201 3B035000002399901	AST(GOT)	数字	0	1000	0	U/L
3B045000002327201 3B045000002399901	ALT(GPT)	数字	0	1000	0	U/L
3B090000002327101 3B090000002399901	γ-GT(γ-GTP)	数字	0	1000	0	U/L
3D010000001926101 3D010000002227101 3D010000001927201 3D010000001999901	空腹時血糖	数字	20	600	0	mg/dl
3D010129901926101 3D010129902227101 3D010129901927201 3D010129901999901	随時血糖	数字	20	1000	0	mg/dl
3D046000001906202 3D046000001920402 3D046000001927102 3D046000001999902	HbA1c(NGSP)	数字	3.0	20.0	1	%
3C015000002327101 3C015000002399901	血清クレアチニン	数字	0.10	20.00	2	mg/dl
8A065000002391901	eGFR	数字	1.0	500.0	1	ml/min/1.73m <sup>2</sup>
2A040000001930102	ヘマトクリット値	数字	0.0	99.9	1	%
2A030000001930101	血色素量 [ヘモグロビン値]	数字	0.0	30.0	1	g/dl
2A020000001930101	赤血球数	数字	0	1000	0	万/mm <sup>3</sup>

※1 基準範囲外:健診データが入力最小値以下の場合には「L」、入力最大値以上の場合には「H」を入力する。ただし、平成25年度以降は実測値も併せて入力する。(注)この「H」「L」は、不必要なデータスペースを確保することによるシステムの負担を軽減することと、誤入力のチェック(30を300と入れてしまう等)の観点から設定している。「H」以上や「L」以下の値はおおよそ正確な検査データとしては考えにくい値であって、検体の取扱いや測定機器上の問題を疑うべき値であり、各疾患の基準範囲からはかけ離れている。

※2 検査の実施:健診データが未入力で検査未実施の場合は「未実施」を入力する。